東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長

小早川　智明　様

申　入　書

1　福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

2　福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

3　福島第一原子力発電所事故からの復興について

4　福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

令和5年 12 月1日

福島県いわき市長

内田　広之

【重点申入項目】

１　福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1

２　福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P4

３　福島第一原子力発電所事故からの復興について・・・　P7

４　福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P11

１　福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

東京電力ホールディングス㈱（以下「東京電力」という。）に対しては、これまでも再三にわたり、福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故の一刻も早い収束を強く求めてきたところであり、数十年に及ぶ廃炉作業においては、市民生活への影響が無いよう廃炉作業を安全かつ確実に進めることが大前提であることから、併せて「確実な安全対策の実施」についても申し入れを行ってきたところであります。

このような中、本年 10 月 25 日、多核種除去設備（以下「ＡＬＰＳ」という。）建屋において、浄化処理途上の汚染水を移送する配管の洗浄作業を行っていたところ、放射性物質を含む廃液が飛散し、作業員が身体汚染するトラブルが発生しました。原因は、適切な装備をしておらず、作業の安全管理に問題があったためであり、この他、廃液の飛散量についての公表内容が後日変更となるなど、情報発信の正確性についても問題が見られました。

また、柏崎刈羽原発においては、核物質防護上における不適切事象が立て続けに発覚するなど、原発事故を引き起こした事業者とは思えないほど企業の風土、体質が全く変わっておらず、市民からの信用は際限なく失われていると言わざるを得ません。

東京電力においては、改めて事故に対する責任を全うすることを最大最優先とし、全社をあげて人的資源を含めた全ての経営資源を福島に投入して廃炉や賠償に取り組むなど、東京電力に対する不安感や不信感を解消するための取り組みが、これまで以上に強く求められているものと考えております。

廃炉作業における１つのミスが福島第一原発事故からの復興の妨げになるとともに、風評被害の長期化や市外で生活されている方々の帰還に大きな影響を及ぼすことを改めて認識し、今一度、安全管理体制を徹底して見直すなど十分な安全確保を図ること、また、市民への丁寧な情報提供の在り方について真摯に検討する等、特に次の６項目について強く申し入れます。

⑴　福島第一原発の確実な安全対策の実施

福島第一原発においては数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、東京電力及び国の責任において、確実な安全対策を講じるとともに、一日も早い廃炉完了に向けて全力で取り組み、事故から 30 年から 40 年後までには間違いなく廃炉を完遂すること。

特に、本年度中に実施が予定されている２号機燃料デブリの試験的取り出しについて、スケジュールに遅れが生じることなく、計画通り実施することはもとより、今後予定されている１、２号機使用済燃料プールからの燃料の取り出し、及び１～３号機からの燃料デブリの本格取り出しについても、30 年から 40 年後といわれている廃炉完了時期に影響を与えないよう、かつ安全第一に意を用いて万全の体制で取り組むこと。

さらに、近年震度６弱の地震が続けて発生している中、１号機原子炉格納容器のペデスタル内面がほぼ全周にわたり溶解していることが判明するなど、耐震性に不安を感じる事象が発生していることから、そうした不安を払拭するためにも、大規模な自然災害への対策について改めて評価するとともに、その結果について市民に分かりやすく情報提供すること。

⑵　作業員の安全管理の徹底

今回発生した作業員の身体汚染について原因を究明し、再発防止対策を講じることはもとより、本件以外の作業においても、労災事故の発生防止対策を再度徹底すること。また、作業員の安全意識の醸成に努めるなど、何よりも現場で働く作業員の安全管理に万全を期すこと。

さらに、今後は高い放射線量下での作業が増えることが予想されることから、作業場の放射線量を低減するなどの被ばく低減対策に取り組むとともに、作業員の人的な確保や健康管理などを含め、適正な作業管理をさらに徹底すること。

⑶　中長期を見据えた人材の育成・確保

廃炉が完了するまでには 30 年から 40 年にも及ぶ長い時間を要するとともに、燃料デブリ取り出し等、困難かつ多数の技術的課題を有するプロジェクトを着実かつ効率的に解決していかなければならないことから、廃炉を担うリーダーの育成等、廃炉に係る課題を解決し、プロジェクトを計画通り進めるための中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

⑷　環境モニタリングの徹底

廃炉作業が安全に進められていることを確認するためには、福島第一原発周辺の環境モニタリングが徹底されていることが大前提であることから、国、県及び第三者機関と連携し、透明性を確保した上で環境モニタリングを実施し、その結果を他地域と比較するなど、福島は安全であることを全国、全世界へ分かりやすく発信すること。

⑸　市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発の状況を正しく把握することが必要であることから、廃炉の状況等について市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、事故を発生させた当事者として市民への説明責任を果たすこと。

⑹　市民からの信用獲得

柏崎刈羽原発で頻発するトラブルも含め、度重なる不祥事やトラブルにより、東京電力に対する市民の信用は失墜していると言わざるを得ず、このような状況では、東京電力が公表する資料が信用されない上、ひいては福島の安全性に対して全国、全世界から疑問符を付けられてしまうことから、一度失墜した信用を取り戻すことは容易ではないことを肝に銘じ、全社を挙げて信用を獲得すること。

２　福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

ＡＬＰＳでトリチウム以外の放射性物質を基準値内となるように浄化した水、いわゆるＡＬＰＳ処理水の処分方法について、国は令和３年４月に海洋放出とする方針を決定し、本年７月４日に国際原子力機関（ＩＡＥＡ）が「国際的な安全基準に合致している」とする報告書を公表したことを踏まえ、８月 22 日には放出開始日を同月 24 日からとすることを表明しました。

これを受け東京電力では、8 月 24 日からＡＬＰＳ処理水の海洋放出を開始しております。

市ではこれまで、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出について関係者の理解を得る取り組みを丁寧に積み重ね、福島県漁連との約束をしっかり履行するよう、国及び東京電力に対し、再三にわたり申し入れてきましたが、理解醸成についてはまだ途上にあると認識しております。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出は、完了まで今後 30 年以上続く先の長い作業となりますが、その間トラブルなく科学的な安全性を担保しながら実施することはもとより、その上で広く国内外の理解醸成を図り、風評が発生しないことが何より重要です。

福島第一原発事故から 10 年以上が経過し、実害、偏見、風評など、様々な面で苦難を強いられてきた市民が、再び風評等の犠牲となることはあってはなりません。

このようなことから、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出について、今後 30 年から 40 年に及ぶ廃炉作業も含め、被災地の復興との両立の下、国及び東京電力が責任を持って取り組み、安全かつ着実に完遂されるよう、次の５項目について強く申し入れます。

⑴　ＡＬＰＳ処理水海洋放出の安全かつ着実な実施

安全かつ着実なＡＬＰＳ処理水の海洋放出の実施に向け、海域モニタリングを充実し、海水や魚類等のトリチウム濃度について、正確な情報を発信すること。

また、海域モニタリングにおいて、運用で定める放出停止を判断する値を超えて検出した場合は、速やかにＡＬＰＳ処理水の放出を停止し、原因を究明すること。

なお、海域モニタリングについては、福島第一原発周辺と比べ、本市沿岸における測定地点が少ない状態にあります。そのため、海及び水産物が

重要な観光資源となっている本市では、独自に海域モニタリングを実施し、市民の安全・安心の確保を図っております。

このことから、本市沿岸における測定地点の充実を図ること。

⑵　国内外への理解醸成活動のより一層の充実

ＡＬＰＳ処理水海洋放出について、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）が公表した包括報告書において、「国際的な安全基準を満たしている」「人体や環境への影響は低い」と評価されたことから、安全性に対する理解は広がっております。

一方、放射性物質に対する不安や東京電力に対する不信感等から、中国など国内外問わず反対する声があります。

このことから、国内はもとより海外においても、誰でも理解できるように分かりやすくかつ正確な情報発信を行い、理解醸成に全力で取り組むこと。

⑶　万全な風評対策と確実な賠償の実施

ＡＬＰＳ処理水海洋放出について、正確な情報発信により風評を発生させないことが肝要であるが、それでも発生するおそれのある風評被害に対して万全の対策を講じ、その内容について利害関係者の理解と合意を得ること。

また、仮に損害が生じてしまった場合には、損害を立証する際の被害者側の負担の軽減など、利害関係者の理解と合意を得ながら、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施すること。

⑷　トリチウム分離技術の確立

トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力として実用化に向けて全力を尽くすこと。

⑸　汚染水発生の抑制・防止

根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じること。

また、本年９月８日の台風13号に伴う大雨被害を踏まえ、線状降水帯の発生による短時間での集中的な豪雨対策についても検討すること。

なお、ＡＬＰＳの前処理で発生する液体状の放射性汚泥であるスラリーについては、保管リスク低減及び減容化のため計画しているＡＬＰＳ

スラリー安定化処理設備の運用開始が、原子力規制委員会からの指摘により設計見直しを行い、当初予定より遅れが生じております。一方、スラリーを収納する保管容器ＨＩＣについては、保管施設を増設し保管場所を確保する計画でありますが、安定化処理設備の運用が遅れることになれば、ＨＩＣ保管場所が逼迫する恐れがあることから、安定化処理設備の早期運用開始に向け注力するとともに、効果的なＨＩＣ発生量低減対策を講じること。

３　福島第一原子力発電所事故からの復興について

事故から 10 年以上が経過するも廃炉完了は程遠く、また中間貯蔵施設に保管されている事故で生じた除染廃棄物の県外最終処分についても未定の状況の中、本市の市民や事業者は、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や未だ根強く残っている風評被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

被害者である全ての市民や事業者のために、復興に向けた風評払拭に全力を尽くし、それでも発生する損害に対して迅速かつ適正な賠償を実施するとともに、地方公共団体への賠償に対しても責任をもって対応するほか、新たな産業の創出などに対しても責任をもって対応されますよう、次の５項目について強く申し入れます。

⑴　風評払拭への取り組み

福島に対する風評を払拭するため、本市においては、生産者をはじめ、関係団体等と連携し、市内量販店等に協力いただきながら、本市農林水産物のＰＲを実施するなど、県や被災自治体は懸命な努力を積み重ねているところであるが、10 年以上が経過した今もなお、風評被害が継続していることから、事故の責任者である東京電力においても風評を払拭するための努力を継続するとともに、これまで実施してきた対策の効果を検証し、全国、全世界に対して福島の現状を正しく理解していただくような抜本的な風評対策を講じること。

⑵　原子力損害賠償に係る「３つの誓い」の遵守

市内における農林水産業及び加工業、観光業等の幅広い業種において未だ風評被害が継続しており、個別具体的な事情による損害についての意見や要望も真摯に汲み取り、市民や事業者の再建に結び付くよう、適正な賠償がなされなければならないが、これまでの賠償実績をみると、本市としての損害賠償に対しても未だ支払われた額は、請求額の半分に満たないことや、事業者や市民の方に対する損害賠償に対しても、ＡＤＲによる和解案が拒否される事例が発生していることを踏まえれば、東京電力における賠償に対する取り組みは十分とは言い難い状況であると言わざるを得ません。

新々・総合特別事業計画において自らが掲げている３つの誓い「最後の１人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を遵守するとともに、原子力損害に係る賠償請求の実態

を踏まえた上で、適切な賠償を実施すること。

⑶　中間指針第五次追補に基づく追加賠償への適切な対応

昨年 12 月に決定された中間指針第五次追補に基づく追加賠償請求については、本年４月から請求手続きが開始されておりますが、市民からの問合せに対する電話が繋がりづらいことや追加賠償に係る広報が不足していること、さらには請求書発送が大幅に遅れていることなどについて、市に対し多数の苦情が寄せられております。

また、市の窓口においても、追加賠償請求に必要な証明書等の請求が急増していることから、窓口が大変混雑しており、その他の手続で窓口を利用する方を含め、長時間お待たせすることにより、市民サービスの低下を招いています。

さらに、それぞれの市民の条件により東京電力が求める証明書等が分かりづらいとのことから、窓口での混乱が生じています。

一方、これらに対応する職員においては、業務負担の増大によって他の業務に遅延が生じるなど、大きな障害が発生しています。

こうした事実を踏まえ、次の事項について強く申し入れます。

ア　市民からの問合せに円滑に対応できるよう、現在の相談窓口体制の充実・強化を図るとともに、問合せに対しては誠意をもって丁寧に対応すること。

イ　追加賠償の存在を知らない方が、請求の機会を失うことがないよう、市内外問わず広報を強化するとともに、効果的な賠償請求未了者の掘り起こし対策を実施すること。

ウ　市民が請求に際し混乱が生じないよう、また市の窓口の負担を軽減するためにも、それぞれの市民の条件に応じて請求に必要な書類等をわかりやすく案内するための対策を講じること。

⑷　廃炉に関わる地元企業の活性化

令和 4 年 4 月 27 日に示された「浜通りにおける廃炉産業集積の取り組みについて」において、廃炉産業集積を通じた復興への貢献策が示され、また、廃炉関連施設の設置に向けた関連会社の設立など、具体的な取り組みが始まっていることから、一定程度の評価をしているところであります。

しかしながら、浜通り地域の真の経済復興を実現するためには、取り組みをさらに加速させるとともに、より多くの地元企業が参入し、地域

に根付いた産業へと深化させることが重要であると考えておりますことから、次の事項について強く申し入れます。

ア　2020 年代に設置を予定している廃炉関連施設の整備にあたっては、浜通り地域の事業者を最大限活用すること。

イ　地元企業が積極的に廃炉産業への参入に向けたチャレンジができるよう、商工会議所や商工会などの地元産業界との緊密な連携の下、商談会やマッチング、事業参入に必要な資格取得支援等の取り組みを、引き続き実施していくこと。

ウ　国は、「福島国際研究教育機構」を設置し、廃炉関連技術の研究開発を進めているが、当該機構との連携はもとより、機能製品の製造や新技術開発等に地元企業を加えるなど、地元企業の技術力向上、参入促進を図ること。

⑸　浜通りの産業復興を支える風力産業の創出・育成

本市においては、その幅広い経済波及効果と多様な雇用効果に着目し、福島イノベーション・コースト構想の中でも、とりわけ風力発電関連産業を原子力に代わる浜通り地域の新たな基幹産業として根付かせ、浜通り地域の再生と真の復興につなげていくための取り組みを積極的に進めております。

一方で、東京電力ホールディングスは、第四次総合特別事業計画（2021年８月４日認定）の中で、福島事業の事業戦略として「廃炉関連産業のみならず、事業の再開・継続を始め、福島復興の中核となり得る新産業の創出に向けた産業基盤の整備や交流人口等の拡大、雇用機会の創出に向けた取組を継続していく」と掲げております。

本市が注力する風力発電関連産業の創出は、上述のとおり、「福島復興の中核となり得る新産業の創出」や「雇用機会の創出」に大きく貢献する取り組みだと認識しております。

このように、東京電力が掲げる福島事業の事業戦略と本市の取り組みは方向性が合致していることから、実現に向けて連携することで、地域全体における誇りの回復及び持続可能な産業発展に結び付くものと考えております。

具体的には、今後の福島にとって市場の形成や地元企業の参画などが必要不可欠であることから、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「東京電力ＲＰ」という。）が実施する風力発電事業について、次の事項を強く申し入れます。

ア　浜通り地域への導入拡大につながる技術開発及び市場形成の推進

浜通り地域への風力発電の導入拡大においては、低風速域や深い水深に適した技術開発や市場形成が不可欠です。

国においても、洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ（2021 年 4 月）の中で、低風速等に対応した風車仕様の最適化や、低風速域向けの長尺化等のブレード開発などの技術開発を位置づけており、こうした技術開発は、原子力発電所事故を経験し、再生可能エネルギーへの転換を進める福島においてこそ先駆的に取り組むことに社会的意義があると考えます。

また、国が、排他的経済水域（以下「ＥＥＺ」という。）での洋上風力発電の導入に向けた検討を始めている中、東京電力が開発に関わるテトラ・スパー型浮体式洋上風力発電の技術は、ＥＥＺを含めた福島県沖での市場形成を早期に実現するための有効な技術開発だと考えます。

ついては、国やグローバルメーカー等と連携し、本県での導入を見据えた、低風速域に対応した先駆的技術開発を行うほか、漁業者等の理解の下、浮体式洋上風力用風車を福島県沖（ＥＥＺを含む）に率先導入するなど、浜通り地域に投資を呼び込む具体的なプロジェクトの組成に向け、地元自治体等と協議を行うこと。

イ　地元企業の積極的な活用

浜通り地域における風力発電関連産業の創出・育成に向けた取り組みと東京電力ＲＰが進める風力発電事業が協調し合い、相乗効果を最大限に発揮し、相互にとって好循環となる未来づくりが進むよう、福島県浜通りをフィールドとする様々なプロジェクトを組成するとともに、これまで以上に協議を重ね、浜通り地域の技術と人財を活かした地元企業の積極的な活用につながる事業構築を図ること。

４　福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）については、その廃炉作業に 44 年という期間を要するとされており、福島第一原発の廃炉と同時並行となることから、東京電力としては過去に例が無い、計 10 基の廃炉を同時に進行しています。

また、使用済燃料や放射性廃棄物の具体的な搬出先が決まっていないことから、このまま福島が放射性廃棄物の処分場にされてしまうことを懸念する声もあります。

福島第二原発の廃炉作業を安全かつ計画的に進めるためには、今から 40 年先を見据えた取り組みが必要であることから、次の３項目について強く申し入れます。

⑴　福島第二原発の廃炉作業における確実な安全対策の実施

廃炉完了までに 44 年を要すると見込まれているが、その間は市民が不安を抱きながら生活することになるため、福島第一、第二原発の廃炉作業が同時進行となることを踏まえ十分な人材を確保しながら、可能な限り工程の短縮に努めるとともに、安全・安心を第一に廃炉作業を進めること。

⑵　使用済み燃料等の県外搬出

特に大きなリスク源となりうる使用済み燃料等については、可能な限り早期に県外へ搬出するとともに、放射性廃棄物についても、現時点から処分方針に係る検討を進めること。

⑶　市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発と同様に福島第二原発の状況も正しく把握することが必要であることから、上記のような懸念事項も含めて、市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、市民への説明責任を果たすこと。